

「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の延長及び「石油製品輸送等補助事業」の存続を求める要請決議

沖縄県は復帰後、沖縄復帰特別措置に関する法律によって、「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」がとられ、また、同軽減措置を根拠に「沖縄県石油価格調整税条例」を制定し、軽減額の一部について県税として徴収しています。その税収を財源として沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、予算の範囲内で補助する「石油製品輸送等補助事業」を実施し、県内各離島の住民生活の安定と産業、経済の振興に大きく寄与しています。

その必要性に鑑み、これまで幾多の延長を経て継続してきた復帰特別措置法の期限も平成24年5月14日までとなっています。同特別措置法が廃止されると、離島住民には揮発油税と石油製品輸送費用の二重の負担を強いることとなり、経済基盤が脆弱な離島の産業振興に大きな影響を及ぼします。

よって、当市議会は国及び沖縄県に対し、離島住民の経済活動の安定と生活基盤確立のため「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の延長及び「石油製品輸送等補助事業」の存続について、特段のご高配を賜りますよう強く要請いたします。

平成23年10月3日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、財務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、地元選出国會議員
沖縄県知事、沖縄県議会議長、地元選出県議會議員、沖縄総合事務局長